

平成18年7月4日

各府省等行政機関等個人情報保護法担当官 殿

最高裁判所事務総局総務局第一課文書総合調整係

裁判所における個人情報保護に関する問題事例について（依頼）

標記の件について、別添文書の内容を、貴府省等内において周知していただきたいので、よろしくお取り計らいください。

裁判所における個人情報保護に関する問題事例について

- 裁判所が官庁・その他の団体に対して行う、民事訴訟法186条や家事審判規則8条に基づく調査嘱託、民事訴訟法226条に基づく送付嘱託、刑事訴訟法279条や医療観察法24条3項に基づく照会、家庭裁判所調査官が行う家事審判規則7条の2に基づく事実の調査等については、「法令に基づく場合」として、あらかじめ本人の同意を得なくても、個人情報を第三者に提供できることとされているが、本人の同意なしには提供できないと誤解し、本人の同意を求められたり、嘱託に対して回答を拒否される事例が見られる。

具体的には、家事審判規則が法令に含まれないという誤解や、調査嘱託等は強制力がないことから、「法令に基づく場合」に該当しないという誤解が多く見られる。

家事審判規則も最高裁判所規則として、法律に準ずるものであり、行政機関個人情報保護法8条1項及び独立行政法人等個人情報保護法9条1項の「法令」に含まれると解されている。

また、裁判所の調査嘱託等は法令上の具体的な根拠に基づくものであり、「法令に基づく場合」に該当すると考えられる。

- 「個人情報であるので」、「個人情報保護の観点から」といった理由で、本人の同意や嘱託の目的・必要性についての書面の提出を求められる事例、本人の同意が必要な理由を示さず、本人の同意がないとして回答を拒否される事例が多く見られるようになっている。

裁判所から官公署に対する調査嘱託・送付嘱託については、嘱託に応じるべき一般公法上の義務があると解されており、行政機関等個人情報保護法上も「法令に基づく場合」に該当すると解されることから、本人の同意や嘱託の目的・必要性についての書面の提出は必要ないと考えられる。なお、通常、調査嘱託等を行うにあたっては、書面により法令の根拠を示して行うこととしている。

その他の法令等に基づき、本人の同意や嘱託の目的・必要性についての書面の提出が必要であるという場合は、具体的な法令等の根拠を示していただきたい。

(参考)

民事訴訟法

〔調査の嘱託〕

第186条 裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。

〔文書送付の嘱託〕

第226条 書証の申出は、第219条の規定にかかわらず、文書の所持者にその文書の送付を嘱託することを申し立ててすることができる。ただし、当事者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求めることができる場合は、この限りでない。

刑事訴訟法

〔公務所等に対する照会〕

第279条 裁判所は、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

〔事実の取調べ〕

第24条 決定又は命令をするについて必要がある場合は、事実の取調べをすることができる。

2 略

3 第1項の事実の取調べのため必要があると認めるときは、証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳を行い、並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に対し、必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求めることができる。ただし、差押えについては、あらかじめ所有者、所持者又は保管者に差し押さえるべき物の提出を命じた後でなければ、これを行うことができない。

4, 5 略

家事審判法

〔最高裁判所規則への委任〕

第8条 この法律に定めるものの外、審判又は調停に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

家事審判規則

〔家庭裁判所調査官による調査〕

第7条の2 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

2, 3, 4 略

〔調査の嘱託・報告の請求〕

第8条 家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当であると認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の雇主その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。

※ 裁判所の行う嘱託等の法的根拠がこれらに限られるものではない。